

相馬市大野台第7仮設住宅自治会 ふれあい懇談会 (第2回)

開催日 平成 26 年 6 月 26 日
19 時 00 分から

開催地 相馬市大野台第7仮設住宅自治会集会所
参加者 35名

【質疑】

質問1： 第9仮設住宅では、車に傷をつけられる事件が発生している。警察に被害届を出しているが、防犯カメラの設置をしてほしい。

回答1： 第9仮設住宅のトラブルに関しては、聞いています。設置に関しては、警察署などの協議も必要となりますので、今後話を進めて参ります。

質問2： 小高区に戻るつもりでいるが、家の庭木や立木等の処理をできるようにしてほしい。

回答2： 家の修理の廃材等処理について、環境省と話し合いはしています。直接クリーンセンターに運ばませんので、仮置き場に運べるよう段取りを進めて参ります。

質問3： 小高区の浜の方に焼却場を設置する件についてどうなっているのか。

回答3： 仮設焼却炉については、下蛭沢地区の皆様にも、設置同意のご協力をいただいています。来年の4月から焼却できるよう進めて参ります。

質問4： 家屋の解体について、半壊以上となっている。平成26年3月26日の福島民報に、12市町村の半壊未満は国費で解体と復興庁で言っているが、市として何かしているのか。

回答4： 発注の問題とり災証明の確認が必要になります。ただし、これは国の手続きの問題もあり、滞っていた部分があります。発注して受注する場合も、ひとつの地域でないと効率が悪いので、解体申請を提出したからといって、半壊未満の解体がすぐに進む状況ではありません。

質問5： 以前、20キロ圏内で電化製品等を処分したい方は出してくださいと言われて出したが、持って行ったのは冷蔵庫やテレビ、エアコンのみで小さ

な扇風機や炊飯器、ストーブは置いたままになっているが、いつ処分してくれるのか。

回答5： 計画的に回収しているので放置することはしません。再度連絡してください。

質問6： 20キロ圏内の市営住宅の除染はどうなるのか。これから除染される飯崎地区は表土を入れ替えると説明があったが、今後、どのような対応になるのか。

回答6： 一般住宅と全く同様に除染しますが、まだ市に連絡はきていません。20キロ圏内及び圏外の場合も、入居者と連絡をとりながら本人確認のうえ実施します。

質問7： 相馬市は、1ヶ月に1回の頻度で組長さん会議を行っており、仮設での生活状況やこれからの生活再建の話をしている。南相馬市では全く行っていないが、原発事故の避難者はこれからどうすればよいか。

回答7： 津波被害については、公営住宅として市で350戸予定しています。20キロ圏内については、県の災害公営住宅として実施します。今のところ、900戸南相馬市に作ることになっています。27年度の3月までには、600～700戸できる予定です。優先順位は居住制限区域からとなります。

質問8： 今後の応急仮設住宅の在り方について、市ではどのように考えているか。

回答8： 相馬市からは、大野台を含め一定の時期がきたら仮設住宅を出ていただきたいとの考えが示されています。もちろん、皆様の住宅確保がされないと不安を与えるだけですので、市では受けられないと回答しています。しかし、皆様の合意がないとできませんが、いずれ集約する時期がくることもご承知ください。

質問9： 放射能が、完全になくなるのか不安である。除染など気休めではないか。もっと東電に市町村の現状を把握してほしい。

回答9： 除染で全くない状態にするのは非常に難しいです。除染を丁寧に実施することや現状がどういう状況にあるのか、放射能がどれくらいあり身体にどのような影響があるのか、内部被曝や外部被曝が身体にどれくらい反映されているのかなど、より分かりやすく一生懸命伝えるようにしま

す。その現状の上で、東京電力や国に言うべきことはしっかりと伝えて参ります。

質問 1 0 : 28 年の 4 月に解除すると目標を出しているが、市の計画を見ても 28 年度末ということは、29 年 3 月ではないか。除染が完了しないのに、28 年 4 月に解除するのか。

回答 1 0 : 帰還時期については、国との調整により目標を設定しました。昨年 の 1 2 月に決定したばかりですので、目標に向けて整備を進めて参ります。

質問 1 1 : 空間線量について、帰還困難区域の試算を 6 時間 3 0 分屋外の推計や 0 . 2 3 マイクロシーベルトで年間 1 ミリシーベルト以下の屋外 8 時間計算をしているが、1 日 8 時間以上屋外で労働している人はたくさんいる。1 ミリシーベルトの根拠をもっと明確にしてほしい。

回答 1 1 : 昨年まで、ガラスバッジを付けて積算線量を測っていますが、南相馬市で生活している人の 7 6 . 8 % は 1 ミリ以下となっています。空間線量イコール積算線量ではありませんので、生活スタイルの中で検証し管理して参ります。

質問 1 2 : 避難指示区域内の借家に住んでいた方の賠償で、避難指示区域解除後に戻ったら 1 0 万の賠償、避難指示区域外に移住すれば 1 6 2 万でひとり増すごとに 6 1 万の賠償など、これをみたら帰還しないのではないか。

回答 1 2 : 賠償については、副市長会議で説明を受けます。圏外避難ばかりを推進する支援だけではなく、留まる場合の支援もしてほしいと言ってきましたが実現できませんでした。制度で大半の人がこれでいいと思っても、人によっては不満も残りますので、市としてできる範囲で努力して参ります。

質問 1 3 : 説明にお役所言葉で説明されても理解できない。みんなが分かる言葉に変えて説明や説明会を開いてほしい。

回答 1 3 : 東京電力から近々通知が来るとは思いますが、文章の内容や計算式について詳しく説明するよう調整しています。

質問 1 4 : 原町は、既に解除されている。私は自主避難で仮設住宅に来ているが、原町に戻る場合の引っ越し費用は認めてもらえるのか。

回答 1 4 : 断定はできませんが、東京電力としては、避難に係る費用について対応すると言っています。もし対応しないとすれば、市の原子力損害対策課から原子力損害賠償紛争解決センターに申し入れます。

質問 1 5 : 仮設住宅に高齢者、65歳以上はどのくらい入っているのか。

回答 1 5 : 原町、鹿島の状況ですが、約6割程度です。

質問 1 6 : 第9仮設住宅で、ドッグランやベンチなどがあるとコミュニケーションがとれると思うができるか。

回答 1 6 : 努力しますが、コミュニケーションに関しては第9仮設住宅内でも努力するようお願いします。